

雇児発0124第1号

社援発0124第1号

老 発0124第1号

平成29年1月24日

(最終改正：令和2年12月25日)

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2の規定に基づき、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければならないこととされている。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要がある。

今般、社会福祉法人並びに都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）における社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理については、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第

6条の13から第6条の22までの規定のほか、別添の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」によることとし、平成29年4月1日から適用することとしたので、ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、平成29年度に社会福祉充実計画の承認を受ける場合の平成28年度中に行われる準備行為については、本通知の内容に則り行われる必要があるので、ご留意願いたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果すことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益性の性格に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。

このような中、これまでの法人制度においては、法人が保有する財産の分類や取扱いに係るルールが必ずしも明確でなく、公益性の高い非営利法人として、これらの財産の用途等について明確な説明責任を果たすことが困難であった。

このため、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

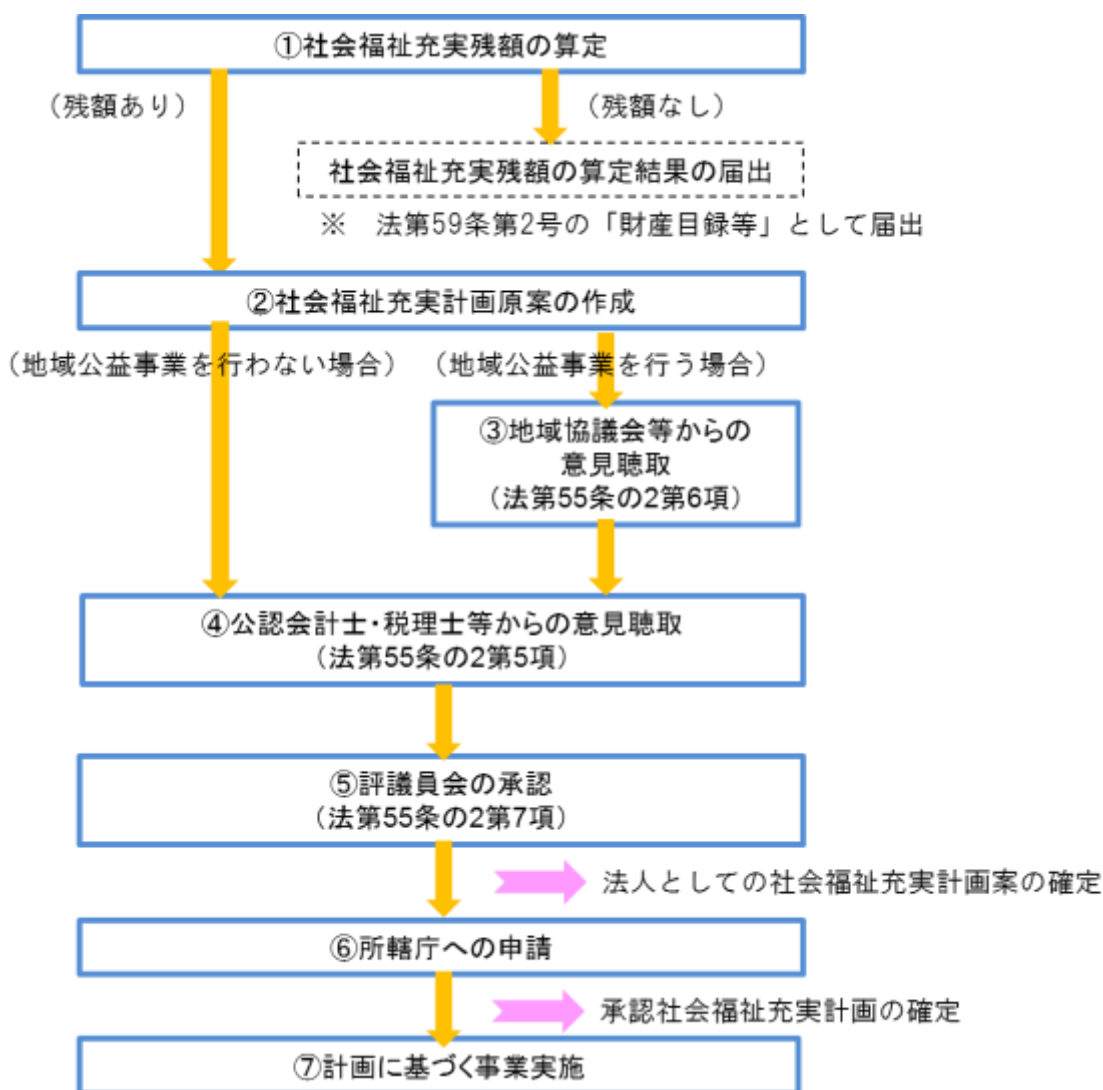
さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（法第55条の2第1項及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第6条の14関係）

(1) 控除対象財産の基本的な考え方

「控除対象財産」は、事業継続に最低限必要な財産を明確化する観点から、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している不動産等や、建替・設備更新の際に必要な自己資金、運転資金に限定する。

(2) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定すること。

(計算式)

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－(②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」)

① 活用可能な財産 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

(建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率) × 一般的な自己資金比率 (%)

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

＋ (建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合 (%)) －過去の大規模修繕に係る実績額〇円

(注1) 過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例 ((5) の⑤参照。)

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

＋ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産(②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例 ((7) 参照。)

なお、上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

このため、社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、4から8までに掲げる手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。

ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。

また、上記計算式の各種指標については、別途（独）福祉医療機構に構築することとしている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）によるデータ等を踏まえ、毎年度検証を行い、その結果、必要に応じて見直しを行うものであること。

(3) 「活用可能な財産」の算定（法第55条の2第1項第1号及び規則第6条の14第1項第1号関係）

「活用可能な財産」は、法人単位の貸借対照表から、次のとおり算定すること。

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員等短期借入金			
未収収益				1年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品				1年以内返済予定リース債務			
医薬品				1年以内返済予定役員等長期借入金			
診療・療養等材料費				1年以内支払予定長期未払金			
給食用材料				未払費用			
商品・製品				預り金			
仕掛品				職員預り金			
原材料				前受金			
立替金				前受収益			
前払金				仮受金			
前払費用				賞与引当金			
1年以内回収予定長期貸付金				その他の流動負債			
短期貸付金							
仮払金							
その他の流動資産							
徴収不能引当金							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
定期預金				役員等長期借入金			

投資有価証券				退職給付引当金			
				長期未払金			
その他の固定資産				長期預り金			
土地				その他の固定負債			
建物				負債の部合計	Ⓑ		
構築物				純資産の部			
機械及び装置				基本金	Ⓒ		
車両運搬具				国庫補助金等特別積立金	Ⓓ		
器具及び備品				その他の積立金			
建設仮勘定				〇〇積立金			
有形リース資産				次期繰越活動増減差額			
権利				(うち当期活動増減差額)			
ソフトウェア							
無形リース資産							
投資有価証券							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
〇〇積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
				純資産の部合計			
資産の部合計	Ⓐ			負債及び純資産の部合計			

※ 「活用可能な財産」 = ① - ② - ③ - ④

なお、この計算の結果が0以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要であること。

(4) 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

① 基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものとする。

一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはならない。

こうした基本的な考え方の下、具体的な内容については、原則として、次表に掲げるとおりであること。

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの、－：控除対象とはならないもの)

＜資産の部＞			控除対象 の判別	理由・留意事項等
大区分	中区分	勘定科目の内容		
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。	－	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	－	
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対してはまだその対価の支払を受けていないものをいう。	－	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。	－	
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。	○	
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎	
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎	
原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎		

立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	—	最終的な使途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎	費用化されるため、控除対象となる。
1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		法人全体の貸借対照表には計上されない。
拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。		
仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○	

	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。		資産から控除済。
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。 法人設立時に必要とされたものに限り、控除対象となる。(注1)
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎	
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○	
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○	
固定資産 (その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。(注2)
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○	
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○	
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○	
	器具及び備品	器具及び備品をいう。	○	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎	
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○	
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○	社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となる。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○	
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	—	最終的な用途目的が不明確な財産となることから控除対象とはならない。
	長期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の特約が1年を超えて到来するものをいう。	◎	社会福祉事業等の用に供されることが明らかに見込まれることから、控除対象となる。

事業区分 間長期貸 付金	他の事業区分への貸付金で貸借対 照表日の翌日から起算して入金 の期限が1年を超えて到来するもの をいう。		法人全体の貸借対照表に は計上されない。
拠点区分 間長期貸 付金	同一事業区分内における他の拠点 区分への貸付金で貸借対照表日の 翌日から起算して入金の期限が1 年を超えて到来するものをいう。		
退職給付 引当資産	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てた 現金預金等をいう。		負債から控除済。
長期預り 金積立資 産	長期預り金（注：ケアハウス等にお ける入居者からの管理費等）に対応 して積み立てた現金預金等をいう。		
〇〇積立 資産	将来における特定の目的のために 積み立てた現金預金等をいう。なお、 積立資産の目的を示す名称を付し た科目で記載する。	—	使用目的の定めのない財 産であることから控除対 象とはならない。（注3） ただし、障害者総合支援法 に基づく就労支援事業に よる工賃変動積立資産に ついては、この限りではな い。
差入保証 金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸 人に差し入れる保証金をいう。	◎	社会福祉事業等の用に供 されることが明らかに見 込まれることから、控除対 象となる。
長期前払 費用	時の経過に依存する継続的な役務 の享受取引に対する前払分で貸借 対照表日の翌日から起算して1年 を超えて費用化される未経過分の 金額をいう。	◎	費用化されるため、控除対 象となる。
その他の 固定資産	上記に属さない債権等であって、貸 借対照表日の翌日から起算して入 金の期限が1年を超えて到来する ものをいう。ただし、金額の大きい ものについては独立の勘定科目を 設けて処理することが望ましい。	○	社会福祉事業等の用に供 されるものに限り、控除対 象となる。

注1 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立時に必要とされた基本財産（社会福祉施設等を経営する法人にあっては、100万円又は1,000万円、社会福祉施設等を経営しない法人にあっては、1億円又は所轄庁が認めた額など、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号。）等に基づき必要とされた額に限る。）の範囲内で控除対象となる。

注2 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用方策が明らかな場合（翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。）については、この限りではない。

なお、土地・建物を翌々会計年度以降に活用する場合にあっては、社会福祉充実計画において、具体的な活用方策を記載することにより、当該土地・建物を保有し、活用することが可能である。

注3 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から用途・目的が明確に特定されている寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等については、控除対象となる。

注4 損害保険金又は賠償金を受け、これを原資として建物等の現状復旧を行うための財産については、当該保険金又は賠償金の範囲で控除対象となる。

② 対応基本金及び国庫補助金等特別積立金の調整

控除対象財産の財源について、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金及び国庫補助金等特別積立金を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行うこと。

なお、対応基本金については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号。以下「運用取扱通知」という。）の別紙3（⑥）の基本金明細書に記載される第1号基本金及び第2号基本金に係る当期末残高の合計額とすること。

③ 対応負債の調整

控除対象財産の財源について、借入金（負債）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

具体的な調整方法については、貸借対照表における次の①から④までの科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応しない負債は除く。）を、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の合計額から差し引くこと。

負債の部	
大科目	中科目
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 ① 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 ② 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債
固定負債	③ 設備資金借入金 長期運営資金借入金 ④ リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債

※ 「対応負債」＝①＋②＋③＋④

④ 対応基本金等の調整の結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が0未満となる場合の取扱い

②及び③の調整の結果が0未満となる場合については、当該調整結果にかかわらず、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額を0とすること。

【対応基本金及び国庫補助金等特別積立金並びに対応負債の調整の例】

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金預金	20	設備資金借入金	30
固定資産		長期運営資金借入金	10
基本財産		純資産の部	
土地	20	基本金 ※ 第3号基本金を含まない場合。	20
建物	60	国庫補助金等特別積立金	10
		次期繰越活動増減差額	30

※1 本事例の場合、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる額は、土地・建物価額 80－対応基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10－対応負債（設備資金借入金） 30＝20 となる。

※2 これは、「活用可能な財産」の算定に当たって、資産 100－負債 40－基本金 20－国庫補助金等特別積立金 10＝30 としているが、ここから土地・建物価額 80 全額を控除した場合、当該価額の構成要素となっている負債、基本金及び国庫補助金相当額について二重の控除となるため、上記の調整を行うものである。

⑤ 財産目録の記載方法

財産目録については、運用取扱通知の別紙4に従って記載すること。

なお、財産目録の記載に当たっては、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示することが原則であるが、それらの価値が特定できるような内容とすれば足りるものであり、車輛番号や預金に関する口座番号は任意の記載として差し支えないこと。

財産目録の具体的な記載方法（例）は次のとおりであること。

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	(単位:円)	(単位:円)	(単位:円)	
								→算定シート で判定(財産 目録を構成し ない)		
I 資産の部										
1 流動資産										
現金預金										
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	×××		×		
普通預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	運転資金として	—	—	×××		×		
			小計			×××				
事業未収金	—	〇月分介護報酬等	—	—	×××		×		
	—	—	—				
	流動資産合計						×××			
2 固定資産										
(1) 基本財産										
土地	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	—	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	—	—	×××		○		
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	—	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	—	—	×××		○		
			小計			×××				
建物	(A拠点)〇〇市〇〇町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××		○		
	(B拠点)〇〇市〇〇町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××		○		
			小計			×××				
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	—	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	—	—	×××		○		
投資有価証券	第〇回利付国債他	—	特段の指定がない	—	—	×××		×		
	—	—	—				
	基本財産合計						×××			
(2) その他の固定資産										
土地	(C拠点)〇〇市〇〇町3-3-3	—	5年後に開設する〇〇事業のための用地	—	—	×××		×		
	(本部拠点)〇〇市〇〇町4-4-4	—	本部として使用している	—	—	×××		○		
			小計			×××				
建物	(D拠点)〇〇市〇〇町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××		○		
車輛運搬具	〇〇他3台	—	利用者送迎用	×××	×××	×××		○		
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店他	—	将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金	—	—	×××		×		
	—	—	—				
	その他の固定資産合計						×××			
	固定資産合計						×××			
	資産合計						×××			

II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—	—	—	—	×××
事業未払金	〇月分水道光熱費他	—	—	—	—	×××
職員預り金	〇月分源泉所得税他	—	—	—	—	×××
.....	—	—	—	—
流動負債合計						×××
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	—	—	—	—	×××
長期運営資金借入金	〇〇銀行〇〇支店他	—	—	—	—	×××
.....	—	—	—	—
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- ・なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

(5) 「再取得に必要な財産」の算定(規則第6条の14第1項第2号関係)

① 基本的な考え方

社会福祉施設等の「再取得に必要な財産」については、現に事業に活用している建物・設備等と同等のものを将来的に更新することを前提としつつ、建物については、建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮した建設単価等上昇率を勘案した上で必要額を控除する。

また、建替費用は、補助金、借入金、自己資金(寄付金を含む。以下同じ。)により構成されるが、当該自己資金相当額については、基本的には、毎会計年度計上される減価償却費相当額が財源となることが想定される。

このため、建物の建替に必要な財産の算定に当たっては、直近の補助金や借入金の水準を勘案した一般的な自己資金比率を設定し、これに減価償却累計額を乗じて得た額を基本とする。

また、当該財産は、建物の経過年数に応じて必要な財産額を算定するため、独立した建物単位で算定し、これらを法人全体で合算するものとする。

② 減価償却累計額について

減価償却累計額は、減価償却期間満了後の額ではなく、社会福祉充実残額を算定する各会計年度末において、既に計上された減価償却費の累計額とすること。

また、減価償却累計額は、建物の建設時からの経過年数に応じて異なるものであることから、独立した建物単位で算定し、それぞれ次の③及び④に掲げる割合を乗じること。

なお、建物に係る減価償却の計算に当たって必要となる耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

③ 建設単価等上昇率について

建設単価等上昇率については、別に通知する国土交通省が公表する建設工事費デフレーターによる上昇率又は次の計算式による割合のいずれか高い割合により算定すること。

(計算式)

別に定める1㎡当たりの建設等単価÷当該建物の建設時における1㎡当たりの建設単価(当該建物の建設時の取得価額÷当該建物の建設時における延べ床面積)(小数点第4位を四捨五入すること。)

④ 一般的な自己資金比率について

一般的な自己資金比率については、別に定める割合を乗じて算定すること。

ただし、現に社会福祉事業等に活用している建物について、建設時における自己資金比率が一般的な自己資金比率を上回る場合には、次の計算式により得た割合とすることができること。

(計算式)

当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額(小数点第4位を四捨五入すること。)

また、既存建物を取得した場合については、当該建物の取得時における自己資金比率が、一般的な自己資金比率以下である場合にあっては一般的な自己資金比率と、一般的な自己資金比率を上回る場合にあっては当該建物の取得時における自己資金比率とすることができること。

⑤ 大規模修繕に必要な費用について

大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額(当該計算の結果が0未満となる場合については、0とすること。)とすること。

ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。

(計算式)

建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×{建物に係る貸借対照表価額÷(建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額)}

⑥ 設備・車両等の更新に必要な費用

設備・車両等の更新に必要な費用については、(4)の算定に当たって、財産目録において特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額とすること。

(6) 「必要な運転資金」の算定 (規則第6条の14第1項第3号関係)

① 基本的な考え方

「必要な運転資金」については、賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金として、必要額を控除する。

② 年間事業活動支出の3月分について

年間事業活動支出の3月分は、次のとおり、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に12分の3を乗じて得た額とすること。

勘定科目		予算	決算	差異	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入			
		老人福祉事業収入			
		児童福祉事業収入			
		保育事業収入			
		就労支援事業収入			
		障害福祉サービス等事業収入			
		生活保護事業収入			
		医療事業収入			
		(何)事業収入			
		(何)収入			
		借入金利息補助金収入			
		経常経費寄付金収入			
		受取利息配当金収入			
		その他の収入			
	流動資産評価益等による資金増加額				
	事業活動収入計				
	支出	人件費支出			
		事業費支出			
		事務費支出			
		就労支援事業支出			
授産事業支出					
(何)支出					
利用者負担軽減額					
支払利息支出					
その他の支出					
流動資産評価損等による資金減少額					
事業活動支出計			Ⓐ		
事業活動資金収支差額					

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入					
		施設整備等寄付金収入					
	設備資金借入金収入						
	固定資産売却収入						
		その他の施設整備等による収入					
		施設整備等収入計					
支出		設備資金借入金元金償還支出					
		固定資産取得支出					
		固定資産除却・廃棄支出					
		ファイナンス・リース債務の返済支出					
		その他の施設整備等による支出					
		施設整備等支出計					
		施設整備等資金収支差額					
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄付金収入					
		長期運営資金借入金収入					
		長期貸付金回収収入					
			投資有価証券売却収入				
			積立資産取崩収入				
			その他の活動による収入				
		その他の活動収入計					
支出		長期運営資金借入金元金償還支出					
		長期貸付金支出					
		投資有価証券取得支出					
		積立資産支出					
		その他の活動による支出					
		その他の活動支出計					
		その他の活動資金収支差額					
		予備費支出					
		当期資金収支差額合計					
		前期末支払資金残高					
		当期末支払資金残高					

※ 「年間事業活動支出の3月分」 = $\textcircled{A} \times 3 / 12$

(7) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（具体的には、(5)及び(6)の算定の結果の合計額と、年間事業活動支出（(6)の②の \textcircled{A} と同額とする。以下同じ。）とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合とする。）の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、(2)の社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額を控除することができること。

なお、この場合、(5)及び(6)の算定の結果については、控除しないこと。

(8) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存

社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、法人において、毎会計年度における最初の日から10年間保存しておくこと。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、当該計画の実施期間における各年度の当該書類について、計画の実施期間の満了の日から10年間保存しておくこと。

(9) その他

社会福祉充実残額の算定に当たっては、法人の計算書類などから、各種数値を用いて算定する必要があるが、これらの事務処理の簡素化を図る観点から、法人においては、原則として電子開示システムに組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用すること。

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容（法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係）

社会福祉充実計画は、3による計算の結果、社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならないものである。

また、社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次に掲げるとおりであり、具体的な様式は別紙1のとおりとすること。

- ① 既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ② 事業区域
- ③ 社会福祉充実事業の事業費
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ 計画の実施期間
- ⑥ 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報
- ⑦ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧ 資金計画
- ⑨ 公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩ 地域協議会等の意見の反映状況
(地域公益事業を実施する場合に限る。)
- ⑪ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。

(2) 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類（法第55条の2第4項及び規則第6条の16関係）

社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載すること。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならないが、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること。

また、新たな事業を実施する場合については、定款変更の有無を検討し、所轄庁とも相談の上、必要な手続を行うこと。

(3) 地域公益事業について（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業については、法第55条の2第4項第2号の規定のとおり、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであり、法第26条第1項に規定する公益事業に該当するものであること。

地域公益事業の内容については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成28年6月1日付け社援基発0601第1号）を参照のこと。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができること。

- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効すること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること。

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5. 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士・税理士等への意見聴取（法第55条の2第5項及び規則第6条の17関係）

社会福祉充実計画原案の策定後、次に掲げる内容について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家への意見聴取を行うこと。

① 社会福祉充実残額の算定関係

- ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定
- イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算
- ウ 再取得に必要な財産の再計算
- エ 必要な運転資金の再計算
- オ 社会福祉充実残額の再計算

② 法人が行う社会福祉充実事業関係

カ 事業費の再計算

また、財務の専門家とは、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く。）であつても差し支えないこと。

なお、意見聴取の結果については、別紙2の様式例により、公認会計士又は税理士等の財務の専門家から確認書を提出させること。

また、当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降を基本とすること。

6. 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取（法第55条の2第6項関係）

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる内容について、地域協議会等への意見聴取を行うこと。

- ① 地域の福祉課題
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容
- ③ 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- ④ 関係機関との連携

なお、地域協議会については、法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることを踏まえ、原則として所轄庁が体制整備を行うものであり、具体的な内容については別紙3のとおり、地域の実情に応じた体制を構築すること。

7. 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認（法第55条の2第7項関係）

5、6の手続を経て必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画原案は、評議員会に諮り、その承認を得た上で、法人としての社会福祉充実計画案を確定すること。

なお、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要であること。

8. 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請（法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係）

評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。

所轄庁においては、社会福祉充実計画の意義を踏まえつつ、法人の経営の自主性を十分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることも勘案して、次の内容について確認を行うこと。

- ① 計画案に必要事項が記載されているか。
- ② 計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。
- ③ 計画案の内容に、次に掲げる視点から著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。
 - ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性（法第55条の2第9項第1号）
 - イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第2号）

ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第55条の2第9項第3号）

- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の用途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行うものとする。

なお、所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合については、当該計画案の承認をもって将来の施設整備費補助、事業所指定等を法人に対して確約するものではないことに留意すること。

また、行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。

- ⑤ 所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合において、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当する内容となっていないか。

9. 社会福祉充実計画に基づく事業実施（法第55条の2第11項関係）

所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと。

なお、社会福祉充实事業の開始時期については、所轄庁の承認日以降とすること。

また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、10又は11に記載のとおり、当該計画の変更又は終了手続を行うこと。

10. 社会福祉充実計画の変更（法第55条の3及び規則第6条の18から第6条の20まで関係）

社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、別紙5の様式例により、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。

社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続は、3から8までに掲げる手続を改めて行う必要があるので留意すること。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、別紙6の様式例により、所轄庁に届出を行うこと。

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。

社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のよう な大幅な変更を行う場合 ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を 超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存事業の内容について、左記以外 の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以 内で増減させる場合
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村域を超えて事業実施地域の 変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変 更を行う場合
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更 を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更 を行う場合
社会福祉充実 残額関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の変更に併せて計画上の社 会福祉充実残額について20%を超 えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の変更に併せて計画上の社 会福祉充実残額について20%以内 の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事 務所の所在地、連絡先を変更する場合

なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。

1 1. 社会福祉充実計画の終了（法第55条の4及び規則第6条の21関係）

社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難である場合には、別紙7の様式例により、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができること。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、

- ① 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
 - ② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合
- などが想定されること。

なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定すること。

1 2. その他

(1) 社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ① 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
 - ② 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認を受け、又は届出を行った場合
- なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができること。

(2) 社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努めること。

(3) 社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存しておくこと。